

平成23年川俣町議会第9回臨時会会議録

平成23年川俣町議会第9回臨時会は、11月8日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 嶋原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
7 番 昆久美子君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	仲江泰宏君
生涯学習課長	松本康弘君	総務課長補佐	大内彰君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書記	橋本文雄
--------	------	----	------

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

議案第85号 川俣町課等設置条例の一部を改正する条例

議案第 86 号 平成 23 年度川俣町一般会計補正予算（第 6 号）

追加日程

発議第 11 号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対に関する意見書

◎開会及び開議の宣告

- 議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、ただいまより平成23年第9回川俣町議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

（午後4時10分）

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第118条の規定により、議長において5番議員 菅野清一君、6番議員 齋藤博美君を指名いたします。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
おはかりいたします。
本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。
○町長（古川道郎君） 本日、ここに、平成23年第9回川俣町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

情勢の近況等について、まず、ご報告をさせていただきます。

はじめに、原子力災害への対応状況について申し上げます。福島第一原子力発電所事故からまもなく8か月目となります。今月1日と2日に、第一原発2号機の原子炉格納容器内から核分裂の発生を示す「キセノン」が検出されたとの発表に対し、細野豪志原発事故担当大臣は、冷温停止を年内に終了させる方針を変える必要はないとして、12日に直接現場を確認して最終判断をすることとなっておりますが、原発事故収束に向けた工程表のステップ2の達成時期を前倒ししたその矢先、極めて重要な情報の提供が大幅に遅れたことは、ふるさとへの帰還を願う住民の思いをないがしろにするものと言わざるを得ないものであります。町に対しましては、11月6日、11月7日のプレス発表を前に説明したいと、原子力安全保安院の担当職員が来庁し、放射性キセノンの検出の事実について報告、説明がありました。その内容は、今回検出されたキセノンは、自発核分裂で精製されたものであり、臨界による核分裂で精製されたものではないと判断される。よって、東京電力の報告の内容は、おおむね妥当であると評価するというまとめであります。また、今後の対応につきましては、原子力保安院は、東京電力に中期的安全を確保するため、格納容器内の放射性物質濃度を適切に監視できるよう指示しており、現在、東京電力に

において、測定方法等監視の計画を策定中であり、当院は、計画の妥当性を評価するとともに、定期的に測定し、異常時には速やかに当院に報告するよう指導するという内容でありました。原発事故収束を最優先課題に掲げている東電や国において、こうした対応のまずさはあってはならないことであり、住民が今置かれている状況を十分に踏まえ、住民の不安を解消するため、保安院として東電を強く指導し、しっかり対応するよう、強く求めたところであります。

次に、原子力災害対応にあたって、当面の課題であります健康管理と除染について申し上げます。まず、子どもたちを低線量の放射線被曝から守るため、より少ない線量であっても正確に測り、そして、正しい被曝線量に基づく健康影響を調査していくため、6月中旬から町内の小中学生、園児、教諭を対象に配布を行ったガラスバッチの3か月の測定結果を今月1日から11日にかけて、各学校から直接保護者へお示しいたしております。13日には、近畿大学の協力を得て、医学部教授のほか3名の専門家の先生方が来庁し、説明会を開催し、その後、町が直接回収し、測定を行った乳幼児の保護者、妊産婦、高校生も含めて個別に健康相談を行い、健康不安の解消につなげるよう、きめ細かく対応してまいりたいと考えております。また、ホールボディーカウンタによる内部被曝の健康影響調査につきましては、県民健康管理調査の先行実施地域として、山木屋地区住民の一部の213名が、千葉市の放射線医学研究所と茨城県東海村の日本原子力開発機構で検査を受けましたが、検査の結果について、それぞれの実施機関から、全員が健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの報告を受けております。福島県では、来年1月までに5台のホールボディーカウンタを購入することとなっておりますが、今後、県で実施する際には、本町住民が早期に実施できるよう、重ねて強く要望しているところでございます。なお、町といたしましては、町民に対する内部被曝検査をいち早く行っていくため、先月28日、平田村の医療法人誠励会と「放射線内部被曝検査の健康調査等の業務委託協定」を締結し、ホールボディーカウンタの検査を実施できるようになりました。現時点では、1日の検査人数に制限はありますが、本協定に基づき、まずは子どもを優先し、11月23日に福田幼稚園、川俣南幼稚園児など80名、11月26日にすみよし保育園児50名、12月4日に富田幼稚園児など80名の子どもについて、放射線の一種であるガンマ線量を精密に計測することとしております。その後も県の検査の早期実現と併せながら、町民の内部被曝の健康影響調査を的確に行ってまいりたいと考えております。

次に、原子力災害により汚染された土地、建物を再生復興するための除染につきましては、早期実施について、国に対して幾度となく要望してまいりましたが、国の責任において、山木屋地区の除染モデル事業を実施することが示されたことにより、山木屋地区行政区長会議を経て、地区住民を対象とした国の除染推進チームによる山木屋地区除染モデル事業についての説明会を2回にわたり開催し、一定の理解を得ることができました。明日、11月9日、今回の除染モデル事業実施地区となります坂下地区住民を対象とした説明会を開催し、当該事業の推進に努めていき

たいと考えております。現在、町では、山木屋地区を除いた全地区において、通学路を中心とした除染活動を各自治会と各町民の皆様方の最大のご理解とご協力を得ながら取り組んでおりますので、仮置き場の設置について、多大なる気配り、目配り、また、心労を煩わせながらの実施となっておりますことに申し訳なく思い、心から具体的にやっておりますことに、感謝と御礼申し上げる次第であります。町といたしましても、このような状況を深く認識し、山木屋地区の除染をはじめ、町内全域の除染につきまして、早期に実施できるよう補助制度の見直しを含め、国、県に対し強く要請するとともに、町としてしっかりと対応してまいる考えであります。

それでは、提出議案についてご説明を申し上げます。

議案第 85 号、川俣町課等設置条例の一部を改正する条例は、原子力災害に伴い、新たな行政課題や複雑多様化する住民ニーズに的確にこたえ、機敏に対応できる組織機構とするため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第 86 号、平成 23 年度川俣町一般会計補正予算（第 6 号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,373 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 69 億 3,998 万 1,000 円とするものでございます。歳入では、国庫支出金で社会教育施設災害復旧費国庫負担金 1 億 1,407 万 4,000 円の増額、県支出金では災害救助費繰替え支弁金 730 万 1,000 円の増額、町債では、社会教育施設災害復旧事業債 5,700 万円を増額しております。歳出の主なものは、東日本大震災等救助費による応急仮設住宅の寒冷地仕様の 1 つとして、入居者のニーズを踏まえた一層の寒さ対策を行うため、ファンヒーター、ホットカーペット、電気毛布の設置に要する経費及び仮設住宅消火栓設置工事費などを計上し、総額で 767 万 3,000 円の増額。また、補助費等では、有害鳥獣の捕獲を促進し、農作物の被害防止を図るため、有害鳥獣捕獲報償金 150 万円を、また、年末年始の需要拡大期を見据え、12 月 1 日より販売開始を予定しているプレミアム付き商品券への発行事業補助金 300 万円を計上し、450 万円の増額。更に、災害復旧事業費として、大変遅れておりました町体育館をはじめ、小神公民館、中央公民館の改修など 1 億 7,155 万 7,000 円を増額計上しております。財源につきましては、歳入歳出不足額 535 万 5,000 円を財政調整基金から繰り入れる措置としております。

なお、今般の補正予算の中の町体育館などの社会教育施設災害復旧事業を実施するにあたりましては、大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、改めてこの場からお詫びを申し上げます。

詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決を賜りますようお願い申し上げ、提案要旨の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 4，議案第 85 号「川俣町課等設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第 85 号、川俣町課等設置条例の一部を改正する条例

川俣町課等設置条例（昭和 47 年川俣町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中、建設水道課の次に「原子力災害対策課」を加える。

第 3 条中、建設水道課の項の次に次の 1 項を加える。

原子力災害対策課

- (1) 原子力災害に係る避難に関すること。
- (2) 原子力災害に係る損害賠償の相談に関すること。
- (3) 原子力災害に伴う健康管理に関すること。
- (4) 原子力災害に係る復興支援に関すること。
- (5) 放射性物質の除染に関すること。

附 則

この条例は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

平成 23 年 11 月 8 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

原子力災害に伴い、新たな行政課題や複雑・多様化する住民ニーズに的確に応え、機敏に対応できる組織機構とするため、所要の改正を行うものである。

それでは、ご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、今般の原子力災害に伴い、行うものでございます。平成 23 年 7 月 1 日付の組織機構の改正の中では、原子力災害からの一日も早い再生と復興を目指しまして、計画的避難区域に指定された地域の方々が、早期に帰還されるとともに、住民が安心して暮らせる町を復興させるため、企画財政課に課内室としまして原子力災害対策室を新設したところでございます。しかし、現在の状況から、特に放射性物質の除染活動や被災者支援などの業務については、これまで以上に複雑、多様化することが想定されるため、新たな課題に的確に、また、機敏に対応できる組織が必要となっておりまして、そのため現在、企画財政課の課内室である原子力災害対策室を原子力災害対策課に昇格をし、住民支援係及び除染対策係の 2 係を新設するものでございます。なお、住民支援係については、原子力災害にかかる避難や相談など被災者住民等を支援する係とし、また、除染対策係につきましては、放射性物質の除染活動や環境放射線等のモニタリング調査など、除染を主体的に行う係とするものでございます。

以上で川俣町課等設置条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 85 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 5、議案第 86 号「平成 23 年度川俣町一般会計補正予算（第 6 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第 86 号 平成 23 年度川俣町一般会計補正予算（第 6 号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 2 点お伺いしますが、まず、8 ページの歳入ですけど、財調の繰入金の 535 万 5,000 円ですか、これによって残高はいくらになるのかお聞きをします。

それから、歳出のほうの 10 ページで、東日本大震災の災害救助費であります、仮設住宅の所有権は、どこに帰属しているのかお伺いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） まず、第 1 点でございますが、財調の残高でございますが、繰入れ後の残高は、6 億 3,777 万 1,000 円でございます。

また、仮設住宅の所有権につきましては、福島県でございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 仮設住宅は、県に帰属しているという今の答弁でございますよね。そうしますと、10 ページのトータルの支出額は、767 万 3,000 円なんですよね。それに対して、県から来る繰替え支弁金は、730 万 1,000 円ということで、この歳出を見ますと、需用費、消耗品費、修繕料については、支弁金の対象になってないわけですよね。そうしますと、財政法上ですよ、他人の所有物に対して川俣町が修繕費というのもあるわけですよね。他人が所有しているものに対して、川俣町が財政支出をして、その県の持っている財貨物に対して、付加価値をつける、あるいは消耗品とか負担をするということになれば、これは財政法上ですよ、何らかの県との協定とか、あるいは取り決めとか契約とかがあれば別であります、基本的にはあり得ないことなので、なんでこの 37 万 2,000 円について

は支弁の対象にならないのかということと、これについて、県に対してですよ、何らかの法的根拠、あるいは取り決め等があるのかどうかお伺いしておきます。今後もね、これ2年間続くわけですから、こういったことで県の所有物に対して、町の一般会計から持ち出して支出をしていくということになれば、町にとっては決して好ましいことではないので、その辺は明確にしておきたいと思いますので、是非明確なご答弁をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 修繕料につきましては、大変あの私のほうが詳しい説明を申し上げないで申し訳ございませんでした。消耗品につきましては、現在、無料送迎バスを出しておりますので、その冬タイヤ分の費用として37万2,000円、また、修繕料につきましては、同じくバスのサイドステップがちょっと壊れているのと、また、テールランプもちょっと壊れているということでの23万3,000円でございます、直接避難所にかかわる経費ではないということで、認められないというようなお話でございます、大変私が内訳の説明いたしませんで、大変失礼をいたしました。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そうしますと、非常にこの第三者、我々議員も含めてそうありますが、誤解を招きやすい予算の計上の仕方になるので、ここの大震災のほうにそれをあげるということは、バスそのものは川俣町は、この震災にかかわるそれを持ってることであって、当然にして経常的な費用で冬タイヤ修理したりするのは当たり前の話ですから、ここに計上すること自体が私はおかしいと思うんですよ、そうだとすれば。もともとは違う科目にバスはあるわけでしょ。バスの管理費は違う項目で款、項目で取ってますよね、どっかで。そこに本来あげるべきじゃないですか。だって、バスそのものは関係ないんだから。そういうことだと何が何だか分からなくなってくるので、賃金支弁金に該当するものだけをきっちりあげていって整理をなさったほうがよろしいかと思うんですが、その辺はどういうふうに今後とも予算計上なさるのか、お聞きをしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問は、繰替え支弁金に該当しないものをあげるのはいかがなものかというお話ではございましたが、これはあくまでも仮設住宅に入居されている方のための費用ということで、町のほうでは再三県の方にも該当させるように強く要望しておるところでございましたので、現段階では厳しいというふうな回答ではございますが、是非該当させるようにということで再三要望しておりますので、こういった計上とさせていただきます。今後につきましては、その辺につきましては、検討させていただきたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この仮設住宅に対して、暖房器具等の設置を行って、寒さ対策だと思うんですが、仮設に入っている人だけが避難民ではないと思うんですね。例えば借上住宅やなんかに入っている方であっても、この冬は来るんですよ。今日から冬のわけですから。そうすると、いわゆる計画避難区域から家を捨てて、さあ、出て行けと言われた人に対して、仮設に入っているか、民間住宅を借り上げているかによって対応が異なってくるというのは、どういうことを根拠になさっているのか。500人分の電気毛布を支給するというんですが、山木屋から避難している人は500人ではないわけですね。だから、この辺の考え方、なんか町で見ていると、避難していても目に見えるところには手は出すけれども、目に見えないところには手を出さないと。その典型が自主避難ですよ。自主避難については、なんの手も打たないというのが実態でしょう。これではちょっとおかしいんじゃないかと思って、その根拠を示してもらいたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で、これは仮設住宅だけの対応で、借上住宅は対応してないんじゃないかというふうなことであろうかと思いますが、まず、仮設住宅につきましては、その住宅の性格が応急仮設住宅ということで、例えばそのほかの借上住宅につきましては、あくまでも通常の貸家というか、賃貸住宅をみなし仮設住宅という特別の取扱いの中で家賃は補助するようになったというふうに聞いております。仮設住宅につきましては、あくまでも応急住宅でございますので、その断熱材の仕様とか、あと床の構造とかすべて本当に応急的なものでできているということで、例えば結露の問題とか、騒音の問題とかたくさん苦情とかもございまして、救助費とはまた別個のもので、これは県のほうで対応するお話でございすけれども、やっぱり断熱対策とか畳の関係とかも含めて、町のほうでもしっかりと要望はしておりますが、そういった対応をするように。更に、石油ファンヒーターとか毛布につきましては、先ほども申し上げましたが、これは災害救助法という法律に基づく寒冷地仕様の1つの形態として、そういった対応をするというふうなことでございますので、先ほど借上住宅というのは、みなし仮設住宅という広い意味での仮設住宅が足りないとか、そのほかのニーズがないということでの特別の措置で借上住宅はそういう制度にしたということでございますので、今回は、あくまでも応急仮設住宅についてのみということでございます。また、それぞれですね救助法以外のものでいろいろ支援物資とかいただいておりますが、その冬寒さ対策という形では、その借上住宅の方も含めていろいろとお配りをしているところでもございまして、例えば電気こたつについても、既に支給をしているところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 今の課長の答弁ですと、結局、根本は計画避難区域で出ろと言われて出た人であることには変わらないんですね。で、仮設住宅が足りないから借上住宅に入ったということでも、これは条件は変わらないんですね。だから、そ

ういうことであれば、例えば電気毛布の支給だとか、暖房器具の支給なんかについても、だったら、そういう分け方をするのであればですよ、5点セットなんなのというのを今まで同じく扱っていたわけでしょ。それは何なんだと。暖房器具だけは、借上住宅にいる人のところには冬が来ないからという判断だったら分かりますよ。そうじゃないわけだから。今までテレビだとかその他の5点セットというのは、全部対等に扱っていたわけでしょう。何でこれだけが、冬の備えだけが違うんだと、その根拠を示してくれと私は言っているんですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいま根拠を示せというご質問でございますけれども、まず、5点セットにつきましては、これは日赤のほうでございまして、災害救助法に基づくものではございません。また、それぞれいろんなNPO法人とかからいただいた寒さ対策とか、そのほかいろいろ例えば江東区などからも含めて寒さ対策の支援物資いただいておりますが、そういった支援物資につきましては、確かに同等に配布をしておりますけれども、今般のものにつきましては、あくまでも災害救助法に基づく応急仮設住宅の寒冷地仕様の1つとしての対応だということであるというふうな状況になっておりますが、町といたしましても、もうちょっと例えば同じ借上住宅であっても、例えばいろいろ騒音がひどいとかいろいろな問題も出てきているところでございますので、今後の中ではいろいろと要望しながら、そういった居住条件がこれから冬に向かうにあたって、本当に厳しくなるとは思いますけれども、特に大きな問題が出ないようなこととなるべく対応できるように、いろいろ町の方に要望が寄せられれば、県の方にしっかりとつないでいる状況でございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） これは、やっぱり私らどう聞いてもね、そんな区別はないでしょうと言うほかないんですよ。確かに県や国、金は出したくないでしょうから、できるだけ小規模に収めようというに過ぎないんですよ。住民に対する町の姿勢であればね、仮設に入っている人が寒いのであれば、借上住宅に入っている人も同じく寒いんですよ。同じ気候の下にいるわけですから。そういうものは上からのことだけ聞くんでなくて、下からの要望として、避難している人たちをどう救済するかという立場に立てば、県や国に対して当然要求していくというのは当たり前のことじゃないかと思うんですよ。あくまでも棚から落ちてくるもの口開いて待っているという行政では、こういうことになっちゃうんですよ。同じ条件で避難しても、こういうふうに扱いが違うなんというのは、これは考えられないことです。今後の対応として、もっと積極的に国、県に対しては、住民の暮らしを守るという立場で対応していただきたいということをお願いしておきたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 要望でよろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

新関善三君。

○9番（新関善三君） これ仮設住宅の生活が非常に寒さ対策には本腰を入れていただ

いているわけございまして、今、仮設住宅でこれから一番問題になりますのは、結露の対策が抜けているわけでした、暖めるばかり供給してですね、それらの結露対策、あるいは除染じゃなく除湿対策等々についても非常に苦情が舞い込むんじゃないかというふうに予測されます。今まで仮設住宅の中で非常に効果が高いという器具、機材があるわけでした、それはですね、布団乾燥機が非常に効果が高いというふうなことが過去の事例の中からは言われておるわけでした、押し入れの中の布団、仮設住宅でありますと、木造以外のもの等については、押し入れの中まで余分な布団があってもぐちゃぐちゃになってしまう。こういった寝ているそのものをどんどん熱を加えるばかりですと、かえって布団も湿ってしまうというふうなことでございまして、健康管理等から言いますと、この中にも今後、布団乾燥機等も入れられるかどうか、ひとつ返答していただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁はだけですか。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問、仮設住宅内の結露対策、除湿対策と言うんですか、そういったこと等、また、布団乾燥機はどのようなかということでございますけれども、まず、結露対策につきましては、先ほど若干申し上げましたが、断熱材を張り付けるということで、町のほうとしましては仮設住宅の外側の方が中が狭くならなくて良いだろうということで、いろいろ県のほうとも協議してまいったところだったんですが、なかなか外側に断熱材を張ると、それがぬれてしまうというか、その断熱材としての効果が発揮できなくなるというような状況で、今のところは内側のほうにただしっかりときちんと付けてもらうようなことで話をしております。また、床面については、畳を設置してほしいという要望もございまして、町のほうからも今、要望をしているところでございます。また、除湿対策につきましては、実際、エアコンは設置してありまして、エアコンを使えば、そういった除湿機能とか、そういったものはできると思うんですが、なにしろ電気代というのはある程度かさむとは思いますが、エアコンとか窓を開けるとか、そういった併用で対応できるのではないかと思いますし、また、その結露対策というか断熱材対策ですか、断熱材がしっかりと設置されれば、今の状況よりは幾分改善されるのではないかと思います。また、布団乾燥機につきましては、確かにその効果が高いことは私も理解できますけれども、今の段階ではまだ明確にできないものですから、検討させていただきたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、5番菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 看板設置3枚やることになっているんですけど、予算書はどこに入っていますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 看板設置ということでございますが、今回の予算には計上してございませんので、今後の中で検討してまいりたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） これ確か9月に要望しているはずなんですよね。それで、親戚、知人、友人様々の方々が仮設を訪れるんですが、場所が分からないというようなことで、看板3か所立てることになっているはずなんです、今後とはいつやるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 今後というか、次の議会の際に、検討してまいりたいと思います。以上で答弁とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 明日にも立ててもらいたいんですけど、早急に対応できますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 看板の件なんでありますけども、今、仮設住宅でもいろんな事件と言いますかね、その状況を見ますといろいろ出されているんですね。それで、議員お質しのとおり、知人、友人が分からないという声も私も聞いてはいるんです。大きくあそこやってくれと言ったらば、小さくて良いと言う人もいるし、いろんなことがございまして、今、課長が答弁いたしましたけれども、実は話は持ったんです、中で。でも、そういうことありますと、今、川俣だけじゃない全国と言いますか、仮設あるんですけども、いろんなことがあって、かえってかそういうことをしなくて、分かっている人は分かっているからいいんだという声もありまして、経過がありました。今、また、お話がありますので、今後、皆さんともお話をしながら、別に立てたくないとかなんかじゃなくて、安全上、防犯上、そういった面から考えてですね、ことも声があったものですから、今回、そのようなことをやったことについて、ご理解をいただきたいと思います。なお、いろいろとまた地元の皆さんともお話は詰めていきたいと思いますが、そういうことでありましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 次に、議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議1件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

したがって、発議1件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 追加日程第1、発議第11号「T P P(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉参加反対に関する意見書」を議題といたします。

事務局長。

○議会事務局長(佐藤光正君) 別紙発議書を朗読した。

○議長(佐藤喜三郎君) ここで提出者の説明を求めます。

三浦浩一君。

○11番(三浦浩一君) それでは、朗読いたします。

T P P(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉参加反対に関する意見書

政府は、11月12日からハワイで開かれるアジア太平洋経済協力会議(A P E C)首脳会議前の10日の関係閣僚会合でT P P交渉参加について態度を表明し、正式発表をする方向で調整していることは、きわめて遺憾である。

T P Pは、農業分野はもとより医療分野や地域経済・社会、ひいては国民生活全体に大きな影響を及ぼすものであることから、我々は、改めてT P P交渉への参加には反対であり、絶対に認めることはできない。

仮に今後、政府がすべての品目を自由化交渉対象とし、T P P交渉に参加する判断を行えば、W T O農業交渉における、「多様な農業の共存」という高い理念の実現に向けた取り組みは一瞬にして水泡に帰し、多くの国々や関係者の信頼を裏切る背信行為となる。

基本方針では、わが国農業文化について「国を開く」ことを目標に掲げているが、農業分野はすでに十分開かれている。わが国は世界最大の農林水産物純輸入国であり、国民の圧倒的多数が望むのは食料自給率の向上である。

わが国1億2,000万人の国民の食料安全保障を担保し、安全・安心な食料の

安定供給と併せ、農林水産業が果たしている地域経済、社会、雇用の安定を確保することが、わが国の「強い経済」を実現することにつながり、「未来を拓く」ことになる。

わが国は、これまで地球環境を破壊し、目先の経済的利益を追求し、格差を拡大し、世界中から食料を買いあさってきたこれまでのこの国の生き方を反省しなければならない。福島 naturally の恵みに感謝し、食べ物を大切に、美しい農山漁村を守り、人々が支え合い、心豊かに暮らし続け、日本人として品格ある国家を作っていくため、川俣町議会は、我が国の食料安全保障と両立できない T P P 交渉への参加に反対であり、断じて認めることはできない。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 11 月 8 日

衆議院議長 横路孝弘 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 野田佳彦 様
農林水産大臣 鹿野道彦 様
外務大臣 玄葉光一郎 様
経済産業大臣 枝野幸男 様
厚生労働大臣 小宮山洋子 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 11 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。これをもって、平成 23 年第 9 回川俣町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 5 時 04 分）

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

議案第 5 4 号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第 9 号 川俣町税条例等の一部を改正する条例)

議案第 5 5 号 平成 2 3 年度川俣町一般会計補正予算 (第 4 号)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 昆久美子

同 署名議員 菅野意美子